



埼玉県報

第391号
令和5年(2023年)
2月28日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示(入札審査課)
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧(産業廃棄物指導課)
- 一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧(資源循環推進課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 上福田土地改良区の解散認可(農村整備課)

- 元荒川土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更の認可（農村整備課）
- 笠原土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示（建築安全課）
- 県道東松山鴻巣線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道東松山鴻巣線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 一般国道140号の供用の開始（秩父県土整備事務所）

雑報

- 新見沼大橋有料道路外2路線の料金（障害者割引）の変更（県土整備政策課）

告 示

埼玉県告示第二百十九号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表A級の項発注標準額の土木一式工事の欄中「一億円」を「一億五、〇〇〇万円」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。

告示

埼玉県告示第二百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社シタラ興産
埼玉県深谷市折之口千七百八十八番地一
代表取締役 設樂竜也
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県深谷市上野台字松原千四百五十番十五外二筆
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、五号、八号及び十三号の二に規定する焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
イ 産業廃棄物
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及びゴムくず
ロ 特別管理産業廃棄物
廃油、廃酸、廃アルカリ及び感染性産業廃棄物
- 五 申請年月日
令和四年十一月十五日
- 六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境課	午前九時から午後四時三十分まで

熊谷市環境政策課	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市役所本庁舎情報公開センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市大里行政センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市妻沼行政センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市三尻公民館	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和五年三月一日から同年三月三十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和五年三月一日から同年四月十四日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和五年四月十四日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）

告示

埼玉県告示第百二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社シタラ興産
埼玉県深谷市折之口千七百八十八番地一
代表取締役 設樂竜也
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県深谷市上野台字松原千四百五十番十五外二筆
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物のごみ処理施設（焼却施設）
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
イ 一般廃棄物
家庭系及び事業系一般廃棄物
ロ 特別管理一般廃棄物
感染性一般廃棄物
- 五 申請年月日
令和四年十一月十五日
- 六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境課	午前九時から午後四時三十分まで

熊谷市環境政策課	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市役所本庁舎情報公開コーナー	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市大里行政センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市妻沼行政センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市三尻公民館	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和五年三月一日から同年三月三十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和五年三月一日から同年四月十四日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること

ロ 持参又は郵送（令和五年四月十四日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）

告示

埼玉県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団 竹世会 みさと中央耳鼻咽喉科・アレルギー科	医療法人社団 三郷市中央一―二―一ザ・ラ イオンズ三郷中央一〇二号	三郷市中央一―二―一ザ・ラ イオンズ三郷中央一〇二号	令和四年十二月一日
草加すぎうら内科 クリニック	医療法人社団 T K W	草加市氷川町二―四九―二 藤城ビル二階	令和五年一月一日
志木柏町クリニック	医療法人相友会	志木市柏町一―六―七四―一 一階	令和五年一月一日
和光耳鼻咽喉科	医療法人慶和会	和光市丸山台一―一〇―二 ○ M・Nビルディング二階	令和五年一月一日
医療法人社団 薫肌会 和光みんなの皮膚科	医療法人社団 薫肌会	和光市丸山台一―一―一 一 G I R A S O L W a k o Ⅲ一階	令和五年二月一日
くぼた脳神経内科 クリニック	医療法人慶麗会	東松山市高坂一―七―一―三	令和五年一月一日

いしばし糖尿病内 分泌内科クリニッ ク	石橋 俊	羽生市下手子林一四四八	令和五年二月 一日
佐藤医院	佐藤 栄一	深谷市内ケ島八〇三	令和五年一月 一日
石塚内科胃腸科医 院	石塚 大輔	秩父市下影森七六五―四	令和五年一月 一日
北葛北部医師会地 域PCR検査セン ター	一般社団法人北 葛北部医師会	幸手市高須賀地内 県営権現 堂第二公園駐車場内 仮設	令和四年四月 一日
清水歯科クリニッ ク	清水 大介	大里郡寄居町寄居二九四―一	令和五年一月 一日
栗澤歯科医院	栗澤 重樹	深谷市岡一―三五―七	令和三年四月 一日
みさき歯科	宮崎 祥恵	坂戸市新堀二七〇―一	令和五年一月 二十二日
薬局日本メデイカ ルシステム 和光 店	日本メデイカル システム株式会 社	和光市丸山台一―一〇―二〇	令和五年一月 一日
医心館 訪問看護 ステーション 春 日部	株式会社アンビ ス	春日部市大沼七―一八	令和五年一月 一日
Family Nurse 草加	フローレンス株 式会社	草加市谷塚町八二八―一二 コトブキハイツ二〇三号室	令和五年一月 一日
まきば園訪問看護 ステーション	社会福祉法人 隼人会	行田市白川戸二七五	令和四年一月 一日

訪問看護ステーション オパール ユーマン	株式会社シーヒ 日高市高萩下宿一〇二一	令和五年一月 一日
----------------------------	------------------------	--------------

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称		
関 正夫		せき整骨院	入間郡毛呂山町岩井西二 八―一 一F	令和五年一月 十八日
細川 拓哉		KEIROW 川越ステーション	川越市霞が関北二―六―一 一〇三	令和五年一月 一日
奥貫 眞紀		KEIROW 川越ステーション	川越市霞が関北二―六―一 一〇三	令和五年一月 一日
磯貝 恵太		磯貝訪問鍼灸マ ッサージ	蕨市中央三―九―二四コ ジコート蕨三一〇	令和五年二月 八日
岡村 琴音		KEIROW 練馬中央ステ ーション	東京都練馬区練馬一―一三 一〇ダイヤコーポ一〇一	令和五年一月 十二日
下山 聡史		下山治療院	草加市八幡町五六―一三	令和五年一月 一日

告 示

埼玉県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
あらい和光市駅前 脳外科・神経 内科	所在地 名 称	和光市本町六一五和 光ノイエビル四階 医療法人社団 けや きの木 狭山台胃腸 科外科	和光市本町六一五和 光エイノビル四階 医療法人社団 匡恕 会 梶田医院狭山
さくら薬局	所在地 開設者名称	吉川市平沼一六八九 医療法人社団 けや きの木	吉川市中央三一一六 医療法人社団 匡恕 会

二 指定施術機関

上杉 史緒		氏名
施術所		変更事項
所在地	名称	
(追加)	(追加)	変更前
さいたま市桜区神田 一六一一	在宅マッサージひまわり	変更後

告示

埼玉県告示第二百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
みさと中央耳鼻咽喉科・アレルギー科	三郷市中央一―二―一ザ・ライオンズ三郷中央一〇二	令和四年十一月三十日
高木クリニク	草加市栄町二―四―一七	令和三年十月三十一日
草加すぎうら内科クリニク	草加市氷川町二―四九―二藤城ビル二階	令和四年十二月三十一日
あおば台診療所	朝霞市宮戸三―八―二	令和四年十二月三十一日
志木柏町クリニク	志木市柏町一―六―七四	令和四年十二月三十一日
医療法人 慶和会 和光耳鼻咽喉科医院	和光市本町二―六―三〇八	令和四年十二月三十一日
くぼた脳神経内科クリニク	東松山市高坂一―七―一三	令和四年十二月三十一日

佐藤外科胃腸科内科 医院	深谷市内ヶ島柳内八〇三・八〇四	令和四年十二月三十一日
石塚内科胃腸科医院	秩父市下影森七六五―四	令和四年十二月三十一日
北葛北部・南埼玉郡 市医師会地域PCR 検査センター	幸手市高須賀地内 県営権現堂第二号 公園駐車場内 仮設	令和四年三月三十日
金森歯科医院	春日部市中央一―一九―一	令和四年十二月十五日
清水歯科クリニック	大里郡寄居町寄居二九四―一	令和四年十二月三十一日
栗澤歯科医院	深谷市岡二八一四―二	令和三年三月三十一日
安心堂わらび調剤薬 局	蕨市中央一―一三―七	令和四年十二月三十一日
パル薬局谷津の森店	富士見市鶴瀬東一―一―三	令和四年十二月三十一日
ポプラ薬局 オーク プラザ店	蓮田市本町三―五蓮田オークプラザ駅 前温泉館二F	令和五年一月四日

二 指定施術機関

木下 英典	氏名	
	住所	
きこの家はりき ゆう接骨院	名称	施術所
F 七―二八 三笠ビル一	所在地	
一日	令和五年一月三十 廃止年月日	

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人 至誠会 大久保クリニック	吉川市中央三―一―九	令和五年三月三十一日
藤井歯科医院	所沢市東所沢和田二―三―一―四	令和五年三月十五日

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
社会医療法人至仁会 高日生クリニック 日	日高市高萩一六一九	令和二年十月一日

告示

埼玉県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団愛 友会 三郷中央 総合病院	
所在地	三郷市中央四 ―五―一	
開設者名	医療法人社団 愛友会	
サービスの種類	訪問看護	介護予防訪問 看護
指定年月日	令和四年八月一 日	

告示

埼玉県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
白岡薬局	事業者名称	有限会社白岡薬局	株式会社白岡薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
坂戸市中央第二地域包括支援センター	事業所所在地	坂戸市南町二丁目五番八号	坂戸市緑町一丁目一五番三上ビル一階	介護予防支援
居宅介護支援事業所さくら新三郷	事業所所在地	三郷市采女一丁目一五〇	三郷市采女一丁目一五七	居宅介護支援
さくらケアセンター新三郷	事業所所在地	三郷市采女一丁目一五〇	三郷市采女一丁目一五七	訪問介護
さくらデイサービス新三郷	事業所所在地	三郷市采女一丁目一五〇	三郷市采女一丁目一五七	通所介護

ネヲハル 坂戸	
称事業 者名	称事業 所名
社 埼玉 ビスマ スライ フ株式 会社	社 埼玉 坂戸ビ スマス ライフ 株式會 所
ハル株式 会社ネヲ	戸ネヲ ハル 坂
訪問介護	

告示

埼玉県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
埼玉ライフサービス株式会社坂戸営業所	坂戸市伊豆の山町二二―一七	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	令和四年八月三十一日

告 示

埼玉県告示第二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クリエイトS・D久喜菖蒲店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 市の駐輪場が隣接地にあり、また、店舗出入口に近いため出入口付近の視界確保対策を講じること。

(2) 当該地周辺道路は、菖蒲小学校、菖蒲中学校の通学路に近接していることから、多くの児童生徒が利用している。当該施設の利用者に、児童生徒に注意することを促すような看板の設置をすること。

二 縦覧期間

令和五年二月二十八日から令和五年三月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和五年二月十六日

二 縦覧期間

令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年二月二十八日から令和五年六月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和五年二月二十日認可した。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

上福田土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県比企郡滑川町

告 示

埼玉県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を令和五年二月二十二日認可した。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

元荒川土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県さいたま市

告 示

埼玉県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和五年二月二十二日認可した。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

笠原土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市

告 示

埼玉県告示第二百三十五号

令和四年埼玉県告示第八百七十一号で公示した公共測量は、令和五年一月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第二百三十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

令和五年七月二日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和五年九月十日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

令和五年七月二十三日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和五年十月八日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(三) 埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五番地
埼玉大学

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

インターネットにより行うものとする。

イ 受験申込受付期間

令和五年四月三日（月）午前十時から令和五年四月十七日（月）午後四時ま
で

ロ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和五年四月十日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

令和五年六月七日（水）頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和五年八月二十一日（月）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和五年八月二十一日（月）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和五年十二月七日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格

した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

令和二年埼玉県告示第二百九十七号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「次に掲げるいずれかの」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した」に改め、各号を削る。

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>東松山鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地一二〇番一地先から同郡同町大字久米田字二ノ耕地二三二番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月一日午後一時</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年三月九日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長四八四・七〇メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 東松山鴻巣線 比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地二二〇番一地先から

同郡同町大字久米田字二ノ耕地二三二番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月一日午後一時

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>路線名</p>	<p>一般国道百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市荒川白久字横幕一八四七番一 地先から同市荒川白久字横幕一八五 六番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年二月二十八日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年六月二日付 け埼玉県秩父県土整 備事務所長告示第三 号で告示した道路予 定区域の供用開始で ある。延長一八二・一 〇メートル</p>

雑 報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の料金について、次のとおり変更するので、同法第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

令和五年二月二十八日

埼玉県道路公社理事長 田 中 勉

一 有料道路名

ア 新見沼大橋有料道路

イ 皆野寄居有料道路

ウ 三郷流山橋有料道路

二 路線名

ア 一般国道四百六十三号

イ 一般国道百四十号

ウ 県道越谷流山線

三 有料道路の区間

ア 埼玉県さいたま市緑区芝原三丁目から埼玉県さいたま市緑区大字大崎まで

イ 埼玉県大里郡寄居町大字風布から埼玉県秩父郡皆野町大字皆野まで

ウ 埼玉県三郷市前間から千葉県流山市三輪野山まで

四 料金（障害者割引）

別表のとおり

五 実施年月日

令和五年三月二十七日

(別表)

ア 新見沼大橋有料道路

イ 皆野寄居有料道路

(旧)	(新)
<p>障害者割引については、以下のとおりとする。</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置した者に限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。</p> <p>イ. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規程により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に記</p>	<p>障害者割引</p> <p>イ 割引を適用する自動車</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社等の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、埼玉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車</p> <p>（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。</p> <p>（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号</p>

載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125CCを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車車検証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車車検証の「使用者の氏名又は名称」の欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車車検証の「所有者の氏名及び名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車車検証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

ロ. 身体障害者福祉法第15条第4項の規程により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の

厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき埼玉県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ 割引率
5割以下とする。

ハ 実施期日
令和5年3月27日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

注)埼玉県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」をいう。

左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生児童家庭局長通知）」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者

（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該柔道障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合であっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分		障害の程度			
視覚障害 聴覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級			
肢体不自由	上肢不自由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2			
	下肢不自由	1 級、 2 級及び 3 級の 1			
	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能障害</td> <td>1 級及び 3 級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> </table>	上肢機能障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	移動機能障害
上肢機能障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）				
移動機能障害	1 級及び 3 級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）				
内部障害	心臓機能障害	1 級から 4 級までの各級			
	じん臓機能障害	1 級から 4 級までの各級			
	呼吸器機能障害	1 級から 4 級までの各級			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級から 4 級までの各級			
	小腸機能障害	1 級から 4 級までの各級			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級			
	肝機能障害	1 級から 4 級までの各級			

ウ 三郷流山橋有料道路

(旧)	(新)
<p>障害者割引</p> <p>イ. 割引をする自動車</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、埼玉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項が記載された自動車とする。</p> <p>（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの</p> <p>（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療</p>	<p>障害者割引</p> <p>イ. 割引をする自動車</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社等の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、埼玉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項が記載された自動車とする。</p> <p>ただし、以下（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。</p> <p>（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。</p> <p>（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ</p>

育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき埼玉県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護しているものが所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの

ロ．割引率

割引率は5割以下とする。

注）埼玉県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」（平成15年7月30日。）をいう。

者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき埼玉県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ．割引率

割引率は5割以下とする。

ハ．実施期日

供用開始の日から実施する。

注）埼玉県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」をいう。